

こども政策について

○こども家庭局について

《背景》

国では、これまで、こどもや若者に関する様々な施策に取り組み、一定の成果はあるとしつつも、少子化、人口減少に歯止めがかからない状況、また、児童虐待や不登校など、こどもを取り巻く状況は深刻となっており、さらにコロナ禍がこどもや若者、家庭に負の影響を与えている背景を受け、こどもをめぐる様々な課題に適切に対応するため、常にこどもの視点に立ち、その最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・施策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現のため、令和5年4月に「こども家庭庁」を創設し、6月には「こども未来戦略方針」を策定しました。

《本市の人口等推移》

(単位：人)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
人口	193,582	192,660	191,772	191,152	190,139	188,739	187,288	186,180	185,157	183,645	
対前年増減	▲ 1,457	▲ 922	▲ 888	▲ 620	▲ 1,013	▲ 1,400	▲ 1,451	▲ 1,108	▲ 1,023	▲ 1,512	
出生数	1,626	1,644	1,637	1,579	1,420	1,442	1,332	1,356	1,296	1,269	
対前年増減	▲ 84	18	▲ 7	▲ 58	▲ 159	22	▲ 110	24	▲ 60	▲ 27	
死亡数	2,030	2,137	2,148	2,178	2,264	2,213	2,253	2,121	2,273	2,381	
自然増減 (出生数－死亡数)	▲ 404	▲ 493	▲ 511	▲ 599	▲ 844	▲ 771	▲ 921	▲ 765	▲ 977	▲ 1112	
合計特殊出生率※	1.55	1.60	1.66	1.55	1.45	1.50	1.48	1.54	1.49	県算定中	
参 考	県	1.62	1.60	1.65	1.60	1.66	1.61	1.63	1.52	1.51	1.60
	国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.34	1.30	1.26

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。市数値は、県が算定して公表する県内市町村別の合計特殊出生率。(令和4年度は未公表)

本市の人口動向は出生数減少、死亡数増加の自然減の状態であり、平成25年から令和4年までの9年間で、人口は5.1% (▲9,937人) 減少し、出生数は22.0% (▲357人) の減少となりました。

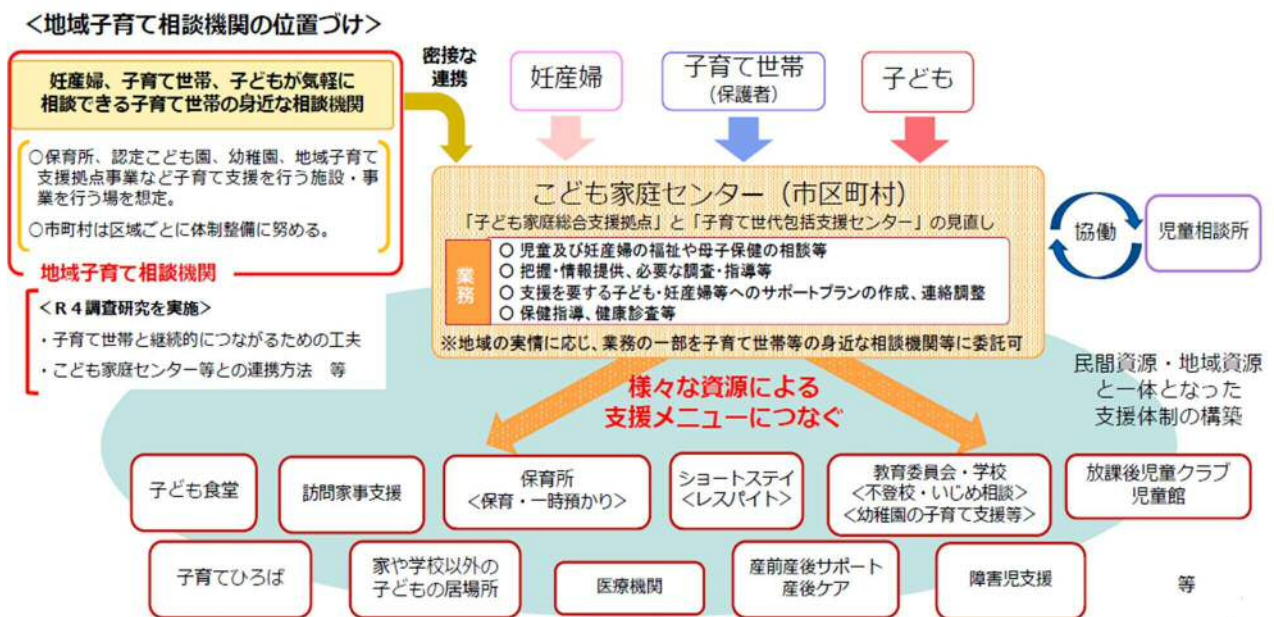
なお、合計特殊出生率は平成25年から令和3年の間、1.45から1.66で推移しています。

《本市の体制》

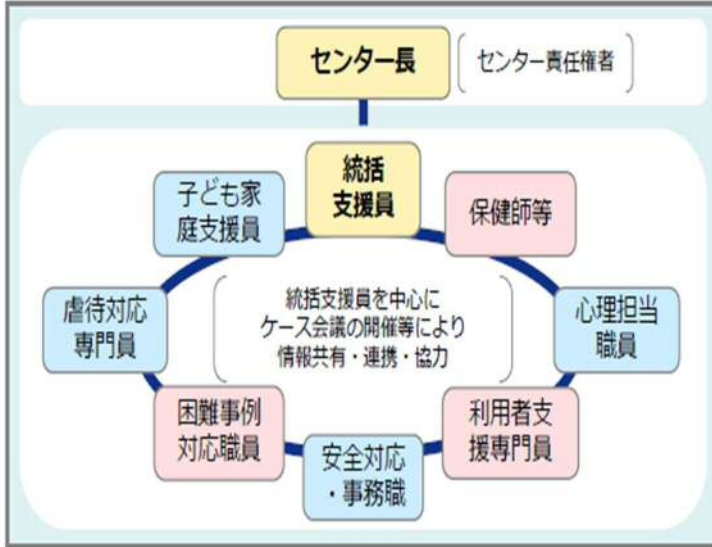
本市では、国のこども家庭庁の設置を踏まえ、本年4月から本市のこども施策をさらに強力に推進するために、健康こども部内に「こども家庭局」を新たに設置しました。

この「こども家庭局」には、従来の「こども家庭課」を、新たに、こども政策の調整や企画を行う「こども未来課」と、就学前のこどもの育ちを支援する「幼児保育課」とし、「こども家庭相談センター」と「こども発達支援センター」を加えた新体制としました。

また、改正児童福祉法の施行により、令和6年4月から市町村の努力義務となる「こども家庭センター」の設置に向けて、本年度の4月から、「統括支援員」を配置し、母子保健と児童福祉について一体的に支援を行う体制を整えたところです。



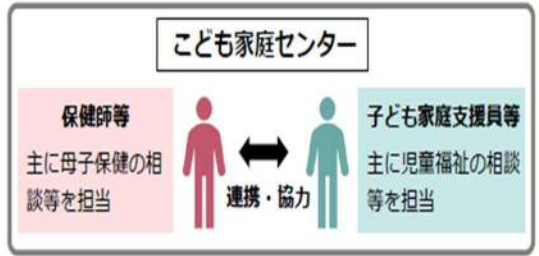
【こども家庭センターの組織体制のイメージ】



- 新たに配置を想定（現行、安心こども基金により財政支援。センター長と統括支援員は市町村の実情に応じて、兼務可。）
 - 現行の子育て世代包括支援センター職員
 - 現行の子ども家庭総合支援拠点職員
- ※ 自治体の規模別に柔軟な人材配置を検討予定

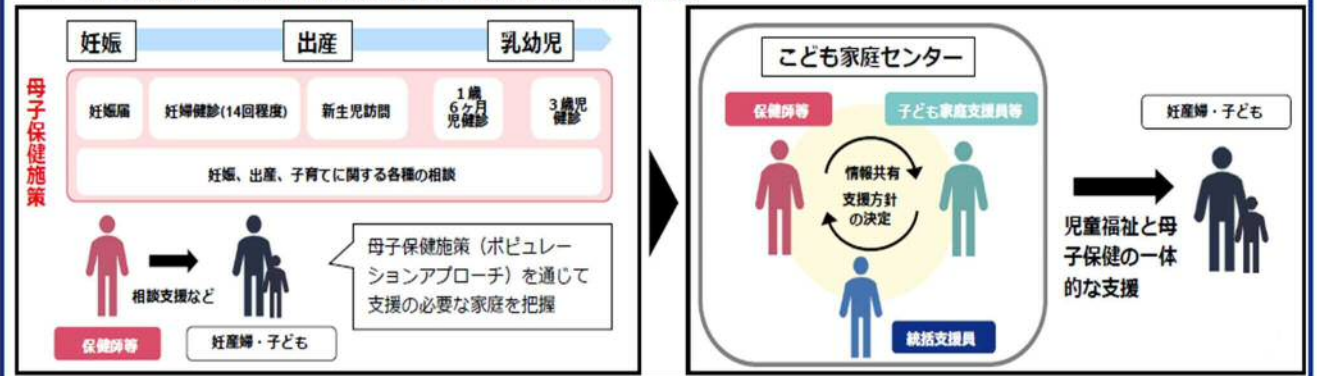
こども家庭センターにおける一体的支援

- **こども家庭センター**は、全ての妊産婦・子育て世帯を対象に、**児童福祉と母子保健の一体的支援**を行う機能を有する機関として位置づけられている。
- こども家庭センターには、**主に児童福祉（虐待対応を含む。）の相談等を担当する子ども家庭支援員等**と、**主に母子保健の相談等を担当する保健師等**が配置され、それぞれの専門性に応じた業務が行われるが、児童福祉と母子保健の一体的支援を行うに当たっては、**両者が適切に連携・協力**しながら、妊産婦や子どもへの支援を実施することが重要。

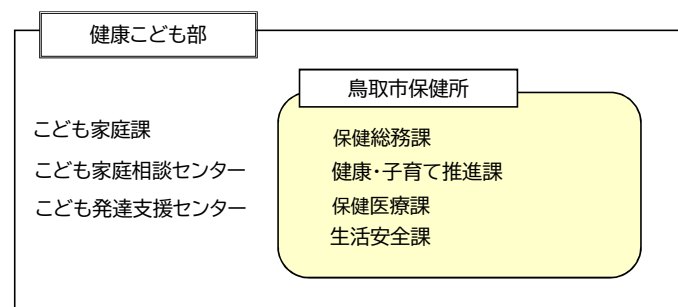


子ども家庭支援員等と保健師等の連携・協力

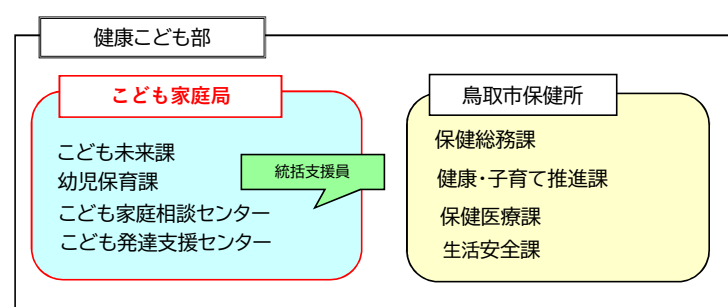
- 妊娠の届出時における面談や、妊婦健康診査、新生児訪問、1歳6ヶ月健診、3歳児健診など、**母子保健施策によるポピュレーションアプローチ**を通じて保健師等が**支援の必要な家庭を把握**した場合には、**統括支援員、子ども家庭支援員等と情報を共有し、支援方針を決定**することなどにより、両者が連携・協力しながら児童福祉と母子保健の一体的な支援が行われることとなる。
- ※ 子育て支援施策を通じて母子保健の支援を必要とする家庭を把握した場合も同様。



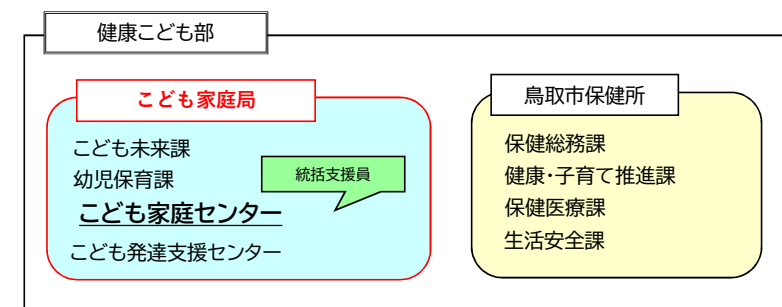
令和4年度



令和5年度



令和6年度イメージ



こども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 保育施設等の管理企画に関する事 保育所、認定こども園、幼稚園、児童館に関する事 保育士等の研修、指導に関する事 児童手当、児童扶養手当に関する事 ひとり親施策に関する事 等
こども家庭相談センター	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの養育相談に関する事 要保護児童対策地域協議会に関する事 助産施設、母子生活支援施設に関する事 家庭・女性相談に関する事 産後ケア、ヤングケアラーに関する事 等
こども発達支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 発達相談、発達支援に関する事 児童発達支援センターに関する事 就学相談・教育相談に関する事 等
保健総務課	<ul style="list-style-type: none"> 国、県連絡調整 人口動態、保健統計等に関する事 地域保健医療に関する事 熱中症、受動喫煙等に関する事 等
健康・子育て推進課	<ul style="list-style-type: none"> 市民の健康づくりに関する事 保健衛生、検診に関する事 妊産婦、乳幼児保育に関する事 不妊治療に関する事 食育、歯科保険に関する事 等
保険医療課	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等に関する事 予防接種、感染症等に関する事 診療所、歯科診療所等の許可、届出に関する事 病院、診療所等の立入検査に関する事 医療、薬物、自死対策等に関する事 等
生活安全課	<ul style="list-style-type: none"> 食中毒、食品衛生に関する事 食品表示に関する事 動物愛護に関する事 犬の登録、狂犬病予防に関する事 等

(新規) こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> (新) こども政策に関する企画、計画、調整に関する事 児童手当、児童扶養手当に関する事 ひとり親施策に関する事 等
(新規) 幼児保育課	<ul style="list-style-type: none"> 保育施設等の管理に関する事 保育所、認定こども園、幼稚園、児童館に関する事 保育士等の研修、指導に関する事 等
(拡充) こども家庭相談センター	<ul style="list-style-type: none"> (新) 統括支援員を配置し、母子保健と児童福祉の調整 子どもの養育相談に関する事 要保護児童対策地域協議会に関する事 助産施設、母子生活支援施設に関する事 家庭・女性相談に関する事 産後ケア、ヤングケアラーに関する事 等
こども発達支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 発達相談、発達支援に関する事 児童発達支援センターに関する事 就学相談・教育相談に関する事 等
保健総務課	<ul style="list-style-type: none"> 国、県連絡調整 人口動態、保健統計等に関する事 地域保健医療に関する事 熱中症、受動喫煙等に関する事 等
健康・子育て推進課	<ul style="list-style-type: none"> 市民の健康づくりに関する事 保健衛生、検診に関する事 妊産婦、乳幼児保育に関する事 不妊治療に関する事 食育、歯科保険に関する事 等
保険医療課	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等に関する事 予防接種、感染症等に関する事 診療所、歯科診療所等の許可、届出に関する事 病院、診療所等の立入検査に関する事 医療、薬物、自死対策等に関する事 等
生活安全課	<ul style="list-style-type: none"> 食中毒、食品衛生に関する事 食品表示に関する事 動物愛護に関する事 犬の登録、狂犬病予防に関する事 等

こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> こども政策に関する企画、計画、総合調整に関する事 児童手当、児童扶養手当に関する事 ひとり親施策に関する事 等
幼児保育課	<ul style="list-style-type: none"> 保育施設等の管理に関する事 保育所、認定こども園、幼稚園、児童館に関する事 保育士等の研修、指導に関する事 等
(新規) こども家庭センター (旧：こども家庭相談センター)	<ul style="list-style-type: none"> (新) 母子保健、児童福祉に関する事 子どもの養育相談に関する事 要保護児童対策地域協議会に関する事 助産施設、母子生活支援施設に関する事 家庭・女性相談に関する事 産後ケア、ヤングケアラーに関する事 妊産婦、乳幼児保育に関する事 不妊治療に関する事 等
こども発達支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 発達相談、発達支援に関する事 児童発達支援センターに関する事 就学相談・教育相談に関する事 等
保健総務課	<ul style="list-style-type: none"> 国、県連絡調整 人口動態、保健統計等に関する事 地域保健医療に関する事 熱中症、受動喫煙等に関する事 等
健康・子育て推進課	<ul style="list-style-type: none"> 市民の健康づくりに関する事 保健衛生、検診に関する事 食育、歯科保険に関する事 等
保険医療課	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等に関する事 予防接種、感染症等に関する事 診療所、歯科診療所等の許可、届出に関する事 病院、診療所等の立入検査に関する事 医療、薬物、自死対策等に関する事 等
生活安全課	<ul style="list-style-type: none"> 食中毒、食品衛生に関する事 食品表示に関する事 動物愛護に関する事 犬の登録、狂犬病予防に関する事 等

母子保健

鳥取市の子育て支援

鳥取市では子育てしやすい環境をサポートします！

あなたの **子育て** 応援します！



子育てアプリ「とっとり市子育て応援サイト」

妊娠～子育て中の方が知りたい情報や育児を応援する機能を搭載したアプリです。予防接種の予定日や、健診の情報が、プッシュ通知で受け取れます。

2022年
start

妊婦教室・新米パパ育児教室

助産師が乳児への関わり方や健やかな夫婦関係のお話、おむつ交換の体験などができます。

不妊治療助成・不育症治療等助成

不妊症治療費や不育症のため子どもを持つことが困難な夫婦に対し、検査や治療費を助成します。

出会い



麒麟のまち婚活サポートセンター

麒麟のまち1市6町が団結して婚活イベントを毎月開催し、出会いの場を提供しています。

妊婦さん応援給付金

母子健康手帳の交付を受けた妊婦さん1人につき50,000円給付します。所得制限はありません。

妊婦健康診査費の助成

妊婦健康診査を14回分と妊婦歯科健診を1回分の費用を助成しています。

妊娠

こそだてらす (子育て世代包括支援センター)

専任の助産師を配置し、妊娠期や子育て期の様々な悩みや相談を伺いながら、切れ目ないきめ細やかな支援を実施します。

子育て相談ダイヤル

子育ての不安や悩みの相談を受けるとともに子育て支援に関する情報を提供します。

赤ちゃん訪問

生後2か月ごろまでのすべての赤ちゃんとお母さんを対象に、保健師や助産師が家庭訪問をしています。

離乳食講習会

乳児のご家族に講話、デモンストレーション、試食を行います。

新生児聴覚検査費の助成

新生児の聴覚検査の初回検査費用を助成します。

産後健康診査の助成

産後健康診査2回分の費用を助成しています。

産後ケアサービス

生後4か月未満の母子が、宿泊や日帰りまたは居宅でケアを受けることができます。

乳幼児期の健康診査

乳幼児期の成長の節目に健康診査を行っています。

出産



ショートステイ・平日日帰りステイ・トワイライトステイ

家庭での養育が一時的に困難となったお子さんを児童養護施設等で預かりして養育・保育をします。

多様な保育サービス

保護者の就労等、やむを得ない事情で保育が困難な場合に、日曜、祝日、利用可能時間以外も預けることができます。

病児・病後児保育

病気や病後回復期にあるお子さんで、保護者の仕事や病気、冠婚葬祭等で保育が困難な場合に、一時的にお預かりします。

地域子育て支援センター

0～6歳までの親子が気軽に立ち寄り、交流できる楽しい遊びの場です。

小児特別医療費助成

18歳に達する年度末までの方の医療費を助成します。自己負担額は以下のとおり。
(通院：530円/日、入院：1,200円/日)

インフルエンザ予防接種費助成

生後6か月～小学生までの接種費用の一部を助成します。

中学生自転車通学用ヘルメット購入費用の補助
自転車通学の中学生のヘルメット購入費用(上限1,500円)を補助します。

高校生等通学費助成

公共交通機関の通学定期券が月額7,000円を超える場合、超えた額が助成されます。

子育て



ファミリーサポートセンター

育児の援助を受けたい方と行いたい方が会員となり、会員同士の支え合いで乳幼児～小学6年生までのお子さんの預かりや送迎をします。

児童館

市内12カ所に設置しており、乳幼児の親子から18歳未満のお子さん交流できる遊びの場です。

地域(こども)食堂

市内22カ所に設置しており、話相手のいるホッとできる場所です。

放課後児童クラブ

保護者が仕事等により昼間家庭にいないお子さんを対象に、放課後の居場所を提供しています。

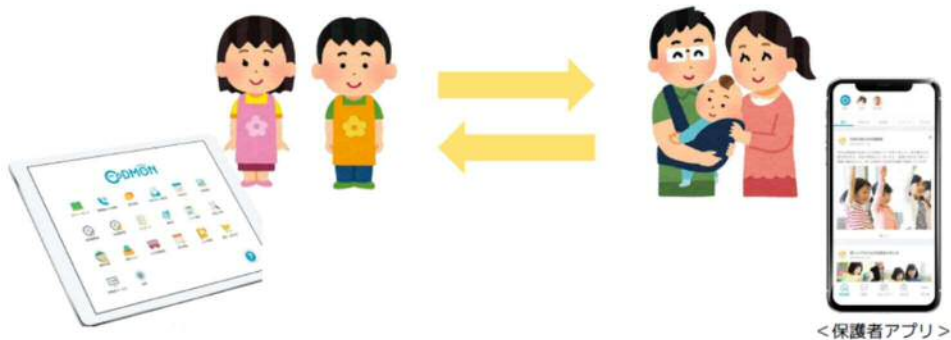
○保育環境の充実について

《本市の現状》

・保育園等の ICT 環境整備

保育士や保護者の利便性の向上や、保育士の業務効率化のため、公立園 23 園全園にタブレット端末を設置し、保育支援システムを導入。本年 4 月から本格運用をしています。

また、私立の保育園等が保育支援システムを導入する場合、その経費の一部を補助しています。現在、公私立の保育園、認定こども園における導入率は 96.4%となっています。



システムの機能と効果

登園・降園の管理

園児の登園・降園の記録は、QRコードを使った打刻機能で管理します。これにより、保護者はスマートフォンアプリでいつでも在園状況や登園・降園の時刻などを確認できます。



遅刻・欠席・お迎え・延長の連絡

保護者は時間を気にせず園に遅刻・欠席・お迎え・延長などに伴う連絡がスマートフォンアプリで報告することができます。園はタブレットなどでリアルタイムに情報を受け取ることができます。



事故防止と安心・安全な保育、業務の効率化を図ります

園からのお知らせを一斉配信

園からのお知らせを送付先（クラスや園児）を指定してメール、スマートフォンの通知機能やアプリ内で配信します。これにより、保護者へのすみやかな情報配信とペーパーレス化によるコストの削減や職員の事務負担軽減につながります。



指導案・日誌の作成

園で使用している日誌や発達経過の記録・保育計画など、園児のさまざまな記録をデータ化することで、一貫性のある連携した指導案を作成します。帳票の作成時間の削減につながり、園では、園児に向き合う時間がこれまで以上に確保されます。



- ・保育体制強化の充実（本年度から新規）

本年度から、これまで保育士が行っていた清掃や、遊具の消毒、園外活動時の見守りなど、保育士資格がなくてもできる業務を行う「保育支援者」の配置に係る費用の一部を民間保育施設に補助する「保育体制強化事業」を新設し、保育士の業務のさらなる負担軽減を図っています。



- ・乳幼児、障がい児保育事業（本年度から拡充）

保育士の処遇改善のため、乳児保育に従事する保育士を通年で雇用する場合、その人件費の補助を3か月から6か月に拡充をしています。

また、特別な支援が必要な児童に対し配置する保育士の人件費の補助を月9万円から18万円に拡充をしています。



《今後の取組》

国は本年6月に策定した「こども未来戦略方針」において、保育の質の向上を目的に保育人材確保などの取組を進めることとされました。保育の質の向上を図るためには、今後も保育現場の負担軽減を図るなど、現場の環境改善が必要であり、本年12月に国が策定予定の「こども未来戦略」の内容も踏まえながら、さらなる保育環境の充実を図っていきたいと考えています。



○こどもまんなか施策の推進について

《背景》

国では、「こども家庭庁」の設置と相まって、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として「こども基本法」が制定され、令和5年4月から施行されました。

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務であることから、この「こども基本法」では、年齢や発達に応じてこどもの意見表明機会の確保、こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられとともに、第11条では、こども施策の策定等に当たってこどもの意見の反映に係る措置を講ずることを、国や地方公共団体に対し義務付ける規定が設けられました。

また、「こども基本法」では、こども施策の基本的な方針等や、こども施策推進に必要な事項等を定める「こども大綱」も策定されることとされ、この大綱では、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども施策をこれまで以上に総合的かつ一体的なものとして進めていくものとされました。

こども等の意見の反映（第11条）

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。



※こども ⇒ 心身の発達の過程にある者をいい、若者を含む

《本市の現状》

本市では、現在、「第2期鳥取市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度から6年度）を策定し、本市における子育て支援の総合的な計画として推進しています。この計画は、「子ども・子育て支援法」の規定による「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、「次世代育成支援対策推進法」の規定による「市長村行動計画」の役割を担い、更には、母子の健康水準を向上させるために国が推進する「健やか親子21」の地方計画である「鳥取市母子保健計画」としても位置付けています。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の規定に基づく市町村計画として、「第2期鳥取市子どもの未来応援計画」（令和4年度から8年度）を策定し、本市のすべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける鳥取市を目指して推進しているところです。



《今後の取組》

本市では、本年秋に国で策定が予定されている「こども大綱」を踏まえ、新たな「こども計画」を令和6年度中の策定に向け進めているところであり、今年度は、関係機関と連携を図り、こどもの意見を聴く方法など協議し、こども自身参画する「こども会議」を実施する予定としています。また、子どもや保護者、若者を対象としたニーズ調査も行い、子どもの意見や現在の子育て世帯等のニーズを反映した計画として進めていきたいと考えているところです。



